

平成 29 年度 春の交通安全県民運動

実施要綱

実施期間 4月6日(木)～4月15日(土)
4月10日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

交通安全「よく見て 確認 ゆとり行動」県民運動

運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止 ～事故にあわない、おこさない～
- 2 運転者の基本ルール遵守徹底
- 3 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底)
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

ドライバー(四つの確認行動)

1 横断歩道では、歩行者がいることを確認

歩行者がいても止まらなくてよいと思いませんか？
横断歩道で歩行者が横断し、横断しようとしている時は、停止しなければなりません。



2 一時停止場所では、しっかり止まって確認

止まらないで、ゆっくり進行していませんか？
道路標識で一時停止場所と指定されている交差点では一時停止しなければなりません。



3 乗車したら、全席シートベルト着用状況を確認

同乗者が乗車したら、すぐ運転していませんか？
運転者は、同乗者がシートベルトを着用しているか、確認しなければなりません。



※ 同乗者は、自ら進んでシートベルトをしましょう

4 十分な車間距離を確保

車を運転中、考え事や周囲に気を取られていませんか？
危険を回避できる距離を保ち、常に前をみて運転に集中しなければなりません。

時速 60km の場合約 30m (センターライン 3 本分) の確保



歩行者(ボンヤリ運転の車から自分を守る二つの確認行動)

1 道路横断時の二度確認

横断開始時だけでなく、道路横断中も、もう一度左右を確認しましょう



2 明るい服装・夜光反射材着用確認

夜光反射材が夜のあなたを守ります。
夜光反射材を着用しましょう。



主唱 山形県交通安全対策協議会

第1 目 的

春は、交通ルールに不慣れな新入学児童(園児)や、運転未熟な新社会人等が、新たに道路交通に参加し始め、さらに高齢者の屋外での活動が活発化することから、交通事故の多発が懸念される。

このことから、広報啓発を通じて広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、積極的に交通安全教育等を推進して交通ルールの遵守を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。

第2 運動の重点及び推進事項

昨年の県内における子どもの交通事故発生件数は、死亡事故1件を含む360件(対前年比-23件)、死傷者数は392人(対前年比-14人)で、発生件数、負傷者数ともに減少したが、4年連続して子どもが犠牲となる交通死亡事故が発生している。

また、高齢者については、昨年の交通事故死者数28人のうち15人が高齢者(53.6%)であり全体の半数以上を占めていることから、高齢者の交通死亡事故抑止対策は喫緊の課題である。加えて、県内では依然として飲酒運転やシートベルト非着用の交通死亡事故が発生している状況を踏まえ次の5点を運動の重点として取り組む。

| 運動の重点 | 推 進 事 項 |
|--|---|
| 1 子どもと高齢者の交通事故防止 ～事故にあわない おこさない～ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 横断時、手や横断旗で横断する意思を表し、横断開始時と横断中の二度確認の励行 ○ 夕方からの外出の際は、明るい色の衣服とピカピカ光る夜光反射材着用の徹底 ○ 運転者は、夕方は早めにライトを点灯し、ハイビームを適正、かつ積極的に活用 ○ 安全運転に不安がある高齢運転者の運転免許自主返納の促進 ○ 高齢ドライバーへの安全教育及び安全指導の促進 |
| 2 運転者の基本ルール遵守徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道付近では、横断歩行者がいないか確認、横断者がいる時は一時停止の徹底 ○ 一時停止交差点では、「しっかり止まって はっきり確認」の徹底 ○ 追突事故を起さないため、前車が急停止しても事故を避けられる車間距離の確保 |
| 3 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路横断時の「安全な場所で、左右の安全を確認し、まっすぐ横断」の徹底 ○ 「横断前と横断途中の2回安全確認」の周知と実践 ○ 自転車安全利用五則の周知徹底 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 自転車は車道が原則、歩道は例外 ② 車道は左側を通行 ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④ 安全ルールを守る ⑤ 子どもはヘルメットを着用 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の点検整備と万が一に備えた自転車保険への加入促進 |
| 4 飲酒運転の根絶 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転は絶対に「しない、させない、許さない」意識の徹底 ○ 家庭・職場・地域から飲酒運転者を絶対に出さない広報啓発の推進 |
| 5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○ シートベルトとチャイルドシートの着用の義務・必要性及び着用効果の周知徹底 |

第3 各機関・団体の具体的重点推進事項

| 実施機関・団体 | 具 体 的 重 点 推 進 事 項 |
|-----------------------------|--|
| 全 機 関 ・ 団 体 (共 通) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 推進会議の開催、運動の具体的実施計画の策定による推進体制の確立 ○ 衣類・靴(側面を含む)・鞆・自転車等への夜光反射材活用の促進 ○ 通勤・通学時における街頭での交通安全指導の実施 ○ 子どもや高齢者に直接呼び掛けするなど、地域ぐるみで見守る環境の構築 ○ 「ながらスマホは絶対にしない」意識の徹底 |
| 国・県・市町村 (県・地区・市町村交対協を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 運動出発式等の実施による広報・啓発 ○ 子どもと保護者、高齢者が共に参加する世代間交流型の交通安全教室の開催 ○ 直接貼付活動等による夜光反射材の普及及び着用促進 |
| 警 察 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路における指導取締りと立哨交通監視や警戒活動によるドライバーへの注意喚起の強化 ○ 青年ドライバー、高齢ドライバー等の対象に応じた参加・体験・実践型の安全教育の推進 ○ 高齢交通弱者(高齢歩行者・高齢自転車利用者)の保護と指導の推進 ○ 「横断前と横断中の2回安全確認」と「自転車も交差点ではしっかり止まって、はっきり確認」の周知広報の強化 |

| 実施機関・団体 | 具 体 的 重 点 推 進 事 項 |
|--|---|
| 教 育 委 員 会 幼 稚 園 ・ 保 育 所 小 ・ 中 ・ 高 等 学 校 P T A | <ul style="list-style-type: none"> ○ 手や旗等で合図する「道路横断の意思表示」の実践 ○ 新入学児童(園児)に対する交通安全指導、通学路等の危険箇所の点検把握による安全対策の推進 ○ 自転車の安全利用と交通ルールの遵守指導 |
| 道 路 管 理 者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路パトロールの強化 ○ 通学路、事故多発地点での交通安全施設の点検・整備 |
| 山 形 運 輸 支 局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭車両検査等による不正改造車、整備不良車の排除、過積載運行防止の指導 ○ 自動車運送事業者等に対する運転管理の徹底、車両点検整備の促進指導 |
| 山 形 労 働 局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(①交通労働災害防止のための管理体制の確立 ②適正な労働時間等の管理、走行管理 ③教育の実施 ④健康管理 ⑤交通労働災害防止に対する意識の高揚 ⑥荷主、元請による配慮)の周知徹底 |
| 交 通 安 全 協 会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者、バイク・自転車利用の子どもや高齢者等に対する安全指導の強化 ○ 直接貼付活動等による夜光反射材の着用促進 |
| 安全運転管理者協会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 思いやりを増やして交通事故を減らす「山形スマートドライバー運動」の推進 ○ 夕方早めにヘッドライトを点灯し、「見るための光」と「見られるための光」というコミュニケーションで交通事故を減らす「おもいやりライト運動」の推進 |
| 指 定 自 動 車 教 習 所 会 協 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢運転者等に対する教習所開放による参加・体験・実践型交通安全教育の推進 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の義務・必要性及び着用効果についての指導 ○ 飲酒運転の危険性、悲惨さについての啓発・指導 ○ 道路横断時・交差点における安全な通行についての啓発・指導 |
| J R 東 日 本 踏 切 道 事 故 防 止 関 係 団 体 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 踏切事故防止キャンペーンの実施 ○ 踏切内への誤進入の防止など踏切の安全通行の指導広報の実施 ○ 踏切における緊急措置(非常ボタンの取扱い、踏切に閉じこめられた時の脱出方法等)の周知徹底 |
| トラック協会、バス協会 ハイヤー協会 ハイヤー・タクシー協会 自家用自動車協会 自動車販売店協会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新入社員等若年運転者を対象とした安全運転研修の実施 ○ 過積載防止運動の展開 ○ 「みんなで声だし安全運転」、「目で確認!大きな声で安全確認!」の励行 ○ 子どもや高齢者に対する交通事故防止の呼びかけ(来店客等に対する呼びかけ) |
| 二 輪 車 普 及 安 全 協 会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭での安全点検・指導 ○ 高速道路での自動二輪車二人乗りに関する安全運転の広報啓発 |
| サイクリング協会 自転車軽自動車商 協 同 組 合 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車利用時の交通ルールの普及と夜光反射材等の活用促進 ○ 自転車点検整備の推進と自転車保険の加入促進(TSマーク普及促進) |
| 交 通 安 全 母 の 会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故にあわない・おこさない家庭づくりの推進(愛の一声運動) ○ 新入学児童(園児)に対する交通安全指導、世代間交流による交通安全活動 ○ 直接貼付活動等による夜光反射材の着用促進 |
| 老 人 ク ラ ブ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会員が交通事故当事者にならないための情報発信 ○ 直接貼付活動等による夜光反射材の着用促進運動の推進 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 |
| 旅館、麺類飲食、料理飲食、 鮎商、社交各生活衛生同業組合、 小売酒販組合連合会、酒造組合 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転は見逃さない呼びかけの徹底 ○ 飲酒運転をするおそれのある者へ酒類提供をしない呼びかけの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転の車への同乗が犯罪であることの広報啓発 ○ 客等に対する飲酒運転防止の提案(ハンドルキーパー、公共交通機関、代行車、宿泊施設利用等)の促進 |

第4 活動強化の日

街頭指導強化の日：4月6日(木)・10日(月)・14日(金)

第5 実施機関・団体 (順不同)

山形県議会
山形県教育委員会
山形県警察
各市区町村
山形市長会
山形町村会
山形地方裁判所
山形地方検察庁
山形労働局
国土交通省山形河川国道事務所
国土交通省酒田河川国道事務所
東北運輸局山形運輸支局
自動車事故対策機構山形支所
軽自動車検査協会山形事務所
山形県交通安全協会
山形県安全運転管理者協会
山形県交通安全母の会連合会
山形県高速道路交通安全協議会
山形県指定自動車教習所協会
自動車安全運転センター山形県事務所
山形県道路利用者協議会
山形県軽自動車協会
山形県自動車団体連合会
山形県二輪車普及安全協会
東日本高速道路株式会社東北支社山形管理事務所
東日本高速道路株式会社東北支社鶴岡管理事務所
山形県家用自動車協会
山形県自動車販売店協会
山形県トラック協会
山形県バス協会
山形県ハイヤー協会
山形県ハイヤー・タクシー協会
山形個人タクシー協同組合
山形県レンタカー協会
山形県サイクリング協会
山形県自動車販売店交通安全対策推進協議会
山形県地域交通安全生活新推進委員連絡協議会
山形県踏切道事故防止対策委員会
山形県暴走族対策会議
山形県鉄道防犯連絡協議会連合会
山形県自転車軽自動車商協同組合
山形県自動車整備振興会
山形県中古自動車販売協会
日本自動車連盟山形支部
東日本旅客鉄道株式会社山形支店
NHK山形放送局
山形放送局
山形テレビ
テレビユー山形
さくらんぼテレビジョン
山形新聞社
朝日新聞社山形支局
毎日新聞社山形支局
読売新聞社山形支局
日本経済新聞社山形支局
産経新聞社山形支局
河北新報社山形支局
共同通信社山形支局
時事通信社山形支局
内日新聞社
米澤新聞社
山形県弁護士会
山形県医師会
日本赤十字社山形支部
山形県消防協会
山形県婦人連盟
山形県老人クラブ連合会
山形県労働基準協会連合会
山形県社会福祉協議会
山形県身体障害者福祉協会
山形県身体障害者交通安全友の会
国際ロータリー第2800地区
ライオンズクラブ国際協会332-E地区
日本青年会議所山形ブロック協議会
山形県連合青年団
山形県警友会連合会
山形県警備業協会
山形県PTA連合会
山形県高等学校PTA連合会
山形県連合小学校校長会
山形県中学校校長会
山形県高等学校校長会
山形県特別支援学校校長会
山形県私立中学高等学校協会
山形県私立幼稚園・認定こども園協会
山形県保育協議会
山形県青少年育成県民会議
山形県石油商業組合
山形県農業協同組合中央会
全国共済農業協同組合連合会山形県本部
山形県商工会議所連合会
山形県商工会連合会
山形県中小企業団体中央会
山形県中小企業協同組合
山形県農機協会
山形県建設業協会
山形県骨材工業組合
山形県建材業協会
山形県木材産業協同組合
山形県左官工業組合
山形県旅館ホテル生活衛生同業組合
山形県麺類飲食生活衛生同業組合
山形県料理飲食生活衛生同業組合
山形県鮨商生活衛生同業組合
山形県社交飲食生活衛生同業組合
山形県小売酒販組合連合会
山形県酒造組合

(以上 108 機関・団体)

= ご活用下さい =

- 夜光反射材効用体験「反射視認暗室テント」の貸出し
夜光反射材の効用を体験できる「反射視認暗室テント」の貸出しをしています。

●高齢者交通安全教室のご案内

県内各地に出向き、歩行者教育システムを活用した交通安全教室を開催しています。

お問合せ先

山形県交通安全対策協議会 (山形県くらし安心課内)

TEL 023-630-2196

●交通事故相談の窓口

県では、交通事故に遭ってお困りの方などを対象に、専門の相談員が次のとおり無料で相談に応じています。

[相談所]

| 名称・場所 | 日時 |
|---|-----------------------|
| 山形県交通事故相談所(山形県庁内) TEL 023-630-3047(直通) | 月曜日～金曜日 9:00～16:00 |
| 山形県交通事故相談所支所(庄内総合支庁内) TEL 0235-66-5452(直通) | |

■歩行環境シミュレーター「わたりジョーズ君」のご案内

県内各地に出向き、パネルに写した映像を用いて車道横断の疑似体験を行い、安全な車道横断についてのアドバイスをしています。

■交通安全ゆとり号のご案内

自動車の運転に必要な注意力や判断力を診断する器材を搭載し、県内各地に出向き、安全運転のアドバイスをしています。

お問合せ先

警察本部交通企画課

TEL 023-626-0110 (内線 5035)

又は最寄りの警察署交通課

◎交通安全教育DVD・飲酒運転体験ゴーグルなどの貸出し

各種交通安全教育向けのDVDや、飲酒運転の危険性を体験する「飲酒運転体験ゴーグル」などの貸出しをしています。自転車や原付バイクの安全運転講習会、高齢者や子どもの自転車大会を開催しています。

お問合せ先

一般財団法人山形県交通安全協会 TEL 023-655-5320